

舞鶴市における持続可能な医療提供体制の実現に向けた 協議開始に係る基本合意書

舞鶴市（以下「甲」という。）と独立行政法人国立病院機構舞鶴医療センター（以下「乙」という。）、国家公務員共済組合連合会舞鶴共済病院（以下「丙」という。）、日本赤十字社舞鶴赤十字病院（以下「丁」という。）及び市立舞鶴市民病院（以下「戊」という。）は、舞鶴市における持続可能な医療提供体制を実現するため、次のとおり公立・公的病院の再編・統合に係る協議を進めることを合意する。

（目的）

第1条 本合意書は、令和5年度に実施した「持続可能な地域医療を考える会」での議論に基づき、甲が乙丙丁戊その他関係者に呼びかけて令和6年度に実施した舞鶴市医療機能最適化検討会議での議論を踏まえ、甲乙丙丁及び戊が舞鶴市における持続可能な医療提供体制の実現に向け、公立・公的病院の再編・統合を視野に入れた詳細検討を進めるために必要な基本的事項について定めることを目的とする。

（検討事項）

第2条 甲乙丙丁及び戊は、舞鶴市における持続可能な医療提供体制の実現のため、次に掲げる事項について、できるだけ早期に合意することを目指し、真摯に協議を進める。

- （1）舞鶴市に求められる医療機能
- （2）医療機能の再編・統合形態
- （3）医療機能の集約場所
- （4）病院の運営主体

（協力義務）

第3条 甲乙丙丁及び戊は、公立・公的病院の再編・統合を視野に入れた詳細検討はもとより、舞鶴市における持続可能な医療提供体制の実現に協力する。

（留意事項）

第4条 甲乙丙丁及び戊は、各病院に勤務する職員の雇用について、十分配慮する。

（情報共有、情報開示）

第5条 甲乙丙丁及び戊は、本基本合意書に基づく協議を円滑に進めるため、相互に必要な情報を開示するものとする。

2 甲乙丙丁及び戊は、本基本合意書に基づく協議の内容の守秘性に配慮し、かかる協議の内容を第三者に開示する場合には、その範囲、方法等について事前に協議するものとする。

(合意事項の具体化)

第6条 本基本合意書に定める検討内容が合意に至った段階で、当該内容に関する新たな合意書を締結するものとする。

(その他)

第7条 この基本合意書に定めのない事項又は疑義等がある時は、甲乙丙丁及び戊が協議の上定めるものとする。

この基本合意を証するため、本書5通を作成し、甲乙丙丁及び戊それぞれ署名の上、各自1通を所持する。

令和7年2月21日

(甲) 舞鶴市長

鴨 田 秋 津

(乙) 舞鶴医療センター 院長

法 里 高

(丙) 舞鶴共済病院 病院長

沖 原 宏 治

(丁) 舞鶴赤十字病院 院長

片 山 義 敬

(戊) 市立舞鶴市民病院 病院長

重 見 研 司